感染症対策

指針

デイサービスせぴあ

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当施設は、利用者の健康と安全を確保するために、福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、 もし感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と 安全を持続的に保護するために、本指針を定めます。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

施設においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、および職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備します。

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

感染対策委員会の設置し事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討します。感染対策委員会の開催 おおむね 1年に 1 回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催し、事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施や、感染症対策・BCPの見直しを行います。

1. 平常時の対策
2. 手指消毒（手洗い場にポスター提示）
3. 定期的な換気
4. 環境整備（整理整頓、定期的な消毒、清掃、感染性廃棄物の処理）
5. マスクの着用
6. 検温実施

ケアに係る感染対策

①手指消毒（手洗い、手指消毒）

②個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用

③環境整備

④嘔吐処理セットの準備

4. 発生時の対応

(1)施設内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、 関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努めます。また、内容及び対応について全職員に周知します

(2)感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録します。

(3)感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議します。

(4)サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制することに努めます。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払います。

5．発生時における施設内の連絡体制、関係機関への連絡体制

感染対策委員会を開催しBCPに準じて行動・対応します。

６. 感染症対策マニュアル等の整備

(1)感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努めます。

(2)マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載します。

(3)「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努めます。

７． 本指針の閲覧に関する事項

HPに掲載、施設内に提示します。